

神奈川県立汐見台病院

病院感染対策に関する管理指針

◇基本理念

「病院感染対策に関する管理指針」（以下 管理指針）は神奈川県立汐見台病院の病院感染対策に関する管理、運営、方針などの指針を定めたものである。

病院感染とは患者が原疾患以外にも院内で発症した全ての感染症を総称する。入院中に感染を受け退院後に発症したり、外来において患者同士の接触により感染が発生した場合なども病院感染として取り扱う。また、病院感染は患者のみならず、医療従事者への感染制御も念頭において対策を考える必要がある。感染対策を効率よく実施するためには、施設全体で活用できる総合的な管理指針の作成が必要である。ゆえに感染制御活動の中心となる院内感染対策委員会（委員会）は各部署から選出されることが必須の条件である。以上のことを勘案して、以下に感染対策に関する主要な概要を記す。

1. 当院における病院感染対策は病院長の指示のもと、委員会が中心となって行う。
2. 委員会は各部署から構成員を選出し、病院全体で感染対策に取り組める体制を整える。
3. 医療現場において、より実践的な感染制御活動を行う Infection control team (ICT) を組織して、病院感染の制御に取り組む。
4. 感染対策は出来る限り、科学的根拠に基づいた制御策を構築する。当院の病院感染対策マニュアルは Center for Disease Control and Prevention (CDC) のガイドラインに準じて作成する。
5. 常に最新の知見、知識を習得するために委員会、ICT、その他の職員の学会、研修などへの参加は積極的に行なう。

感染症のアウトブレイクは大規模な医療事故に繋がる事を全ての職員が自覚しなければならない。感染対策には高度な医療技術は必要なく、マニュアルを遵守した予防的対策を持続する事が重要である。感染対策の基本である「手洗い」の励行、マスク、手袋などの標準予防策が感染制御には最も効果的なのである。委員会が中心となり、予防と言う概念を重要視した病院内における感染拡大防止に努めることを基本的な理念とする。

病院感染対策基本指針

神奈川県立汐見台病院

本指針は、当院における病院感染対策の防止、発生時に適切に対処するための基本的な事項を定めたものである。

I 病院感染に関する基本方針

1. 病院感染は患者の原疾患以外にも院内で発症した全ての感染症を総称する。また、退院後に発生した感染症であっても、院内で感染した場合は病院感染とする。
2. 病院感染の拡大防止に対して、あらゆる対策を講じ拡大防止に努める。
3. 病院感染に関する具体的な対策については「病院感染対策マニュアル」に規程する。

II 病院感染に関する組織編制

1. 院内感染対策委員会（委員会）を設置して病院感染対策を行なう。
2. 委員会の構成メンバーは各部署から選出する。委員会の開催は月に1回とし、必要に応じて緊急会議を開催する。
3. 具体的な対策の実施は ICT が中心となり、感染拡大防止に努める。原則、週に1回の病棟ラウンドを行なう。
4. 病原体の管理、運搬は病原体取り扱い部会が行なう。委員会の開催は月に1回とし、必要に応じて緊急会議を開催する。
5. 院内感染管理者は委員長とする。

III 病院感染発生時の対応

1. 病院長を責任者として病院感染対策を行なう。
2. 病院感染が発生した場合、主治医及び関係者は病院長に報告する。また、病院長はその旨を承知した後、関係者に報告、資料の提出を求める。
3. 病院長は報告を受けた事項に関して、対策を講じる。
4. 委員会は委員長を中心とし、病院長を補佐して、対策を講じる。
5. 病院長は感染症の発生に関して、インシデント報告を求める事ができる。
6. 病院長不在の場合は委員会の委員長、副病院長の順で責任者を代行する。

IV 感染症発生状況の報告に関する基本指針

1. 感染症法に該当する感染症が発生した場合は病院感染の拡大を防止するため、各部署の感染対策委員を通じて、感染患者や事例に関する情報を他の部署に提供する（発生報告に関する詳細事項は「病院感染対策マニュアル」を参照）。
2. 感染症に該当しない感染症であっても委員長が必要と判断した場合は同様に情報を各部署に提供する。

3. 感染が発生した部署の感染委員は正確な情報を委員会に報告する。
4. 報告した感染症に関する対策は臨時会議などを開催し、感染対策委員を通じて各部署に周知する。
5. 感染対策については、必要に応じて横浜市保健局磯子区保健所など外部の防疫センターと相談する。

V 病院感染対策の関する研修

1. 施設内研修として、全職員を対象としたグランドカンファレンスにおいて、年に2回程度、感染対策に関する勉強会を開催する。
2. 施設外研修として、学会、研究会、講習会などに年2回程度参加をする。特に委員会のメンバーは感染制御に関連する学会に発表することが望ましい。
3. 感染症に関する研修は職種横断的に開催する。
4. 研修会の開催結果や参加状況については記録を保存する。保存期間は3年間とする。

VI 管理指針の閲覧に関しての事項

1. 当院の管理方針は患者をはじめ外部の人々に閲覧しやすいようにする。当院の病院感染対策に関する基本方針を社会的に公開し活動内容を明らかにする。
2. 管理指針は当院のホームページ上で閲覧できるようにする。
3. 管理指針の閲覧を外部から求められたときは総務課が対応する。
4. 管理指針は「病院感染対策マニュアル」とともに各部署に配布し、職員に周知する。

VII 病院感染対策に関するその他の事項

1. 感染管理に関する基本指針は常に見直しが必要であり、少なくとも年に1回は委員会の中で再討議する。
2. 感染対策に関するマニュアルは最新の知見を取り入れ、常に見直しを行なう。
3. 易感染者を病原微生物から保護する事を目的とした防御環境（protective environment）を整える。
4. 病院内外のサーベイランスを充実させる。特に厚労省が主催する院外のサーベイランスには積極的に参加する。